

KANUMASHINKIN REPORT

鹿沼相互信用金庫の現況

◆2026 DISCLOSURE◆

(令和8年)

令和7年4月1日 - 令和8年3月31日



これからもこの街と生きていく



鹿沼相互信用金庫





はし もと た か し
理事長 橋本公之

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より鹿沼相互信用金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

おかげさまで、当金庫は令和7年10月27日に創立100周年を迎えることができました。これもひとえに皆さまのご支援の賜物であり、改めて深く感謝申し上げます。

本年も当金庫の経営方針や実績等を紹介した、ディスクロージャー誌「鹿沼相互信用金庫の現況2026」を作成しました。本誌を通じて当金庫に対するご理解を一層深めていただければ幸いと存じます。

さて、令和7年度の日本経済は、米国トランプ政権による関税政策の影響が懸念される中、資源価格の上昇や円安に伴う物価高が続く一方、雇用・所得環境の改善など、総じて緩やかな回復基調を辿りました。また、日本銀行による政策金利の引き上げにより、「金利のある世界」が更に進みました。しかしながら、令和8年に入り、米国・イスラエルとイランの軍事衝突が勃発し、原油高騰、資材調達難や物価の更なる上昇などが、事業者さまや個人のお客さまにも影響をもたらし、地元経済の先行きにも不透明感が生じております。

このような状況の中、当金庫は、経営の健全性を維持し、地元経済の回復に努めることを最重要課題として、お客さまの想い（課題）の実現（解決）に向けて、伴走支援に徹し、さまざまな施策に全力で取り組んでまいりました。

その結果、令和7年度の決算につきましては、皆さまのご支援、ご協力をいただき、預金残高及び貸出金残高とも前期比で増加し、15期連続の黒字決算を維持することができました。経常利益は、市場金利の上昇に伴い資金運用収益が増加したものの、預金利息の増加や貸倒引当金の積み増しにより、前期比で1億33百万円減少しました。法人税等調整額を加味した最終的な当期純利益は2億96百万円となりました。

令和8年度は、当金庫が創立100周年を越え、新たなステージとなる「101年目」のスタートの年度です。「地域のプラットフォーム」として、地域のため、お客さまのために、役職員全員の力を結集し、「これからもこの街と生きていく」との熱い想いと覚悟を持って、さらなる支援に全力で取り組んでまいります。

最後に、皆さまの一層のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和8年7月

目次

DISCLOSURE CONTENTS

経営理念	003
内部統制基本方針、鹿沼相互信用金庫行動綱領	003
かぬましんさんの概要、組織	004
令和7年度の事業概況	005～006
主要な事業の内容	006
総代会制度について	007～008
かぬましんさんの取組み	009～011
コンプライアンスへの取組み	012
安心できる地域社会の実現	012
リスク管理態勢について	013
当金庫の考え方	014～015
商品・サービスのご案内	016
沿革(当金庫のあゆみ)	017
創立100周年事業ご報告	018
店舗一覧・営業地区・店外出張所 「資料編」のご案内	裏表紙



経・営・理・念

1. 地元の繁栄なくして金庫の発展はない
1. 我々は信用金庫の目的を忠実に履行する集合体の一員であることを忘れてはならない
1. 我々はお互いの自由を尊重し、対話を持つべきである
1. 我々は原則に忠実に、更に広い視野を持たねばならない

内部統制基本方針

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、次のとおり内部統制基本方針を定めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

鹿沼相互信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を实践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等への対応

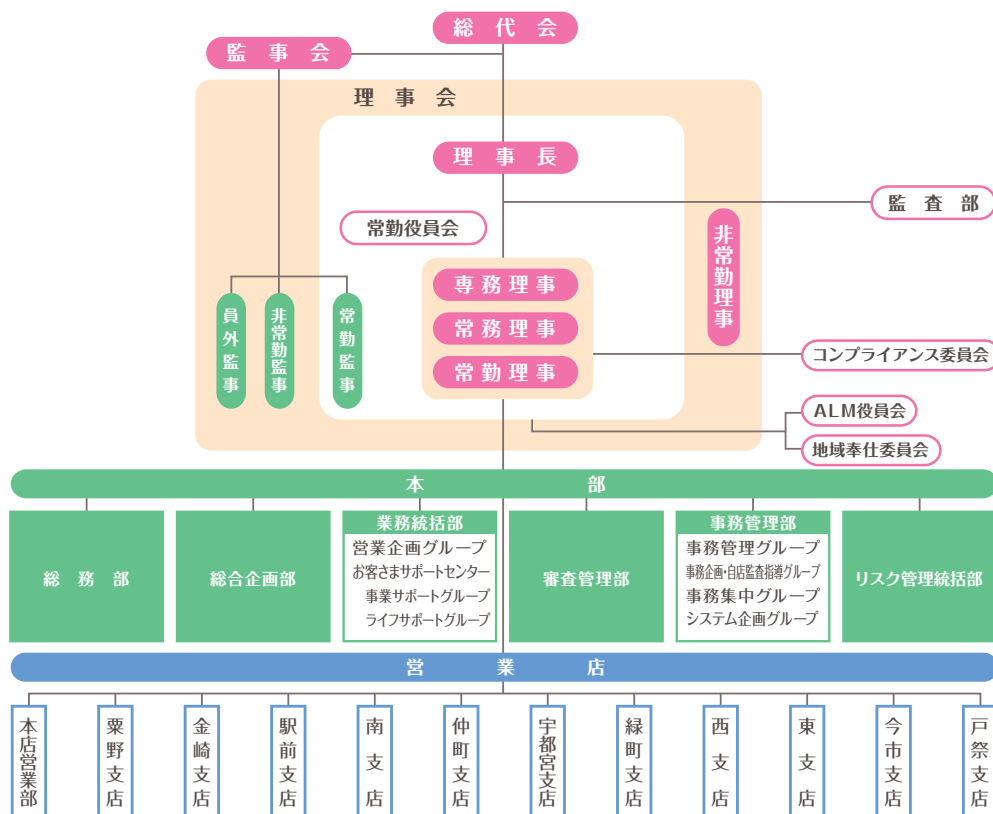
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

概要

■ 名 称…… 鹿沼相互信用金庫	■ 出資金…… 1,433百万円	■ 店舗数…… 12店舗
■ 所在地…… 鹿沼市上田町2331番地	■ 預積金…… 227,009百万円	
■ 創 立…… 大正 14 年10月27日	■ 貸出金…… 106,732百万円	

組織図

令和8年7月1日現在



理事及び監事の氏名

令和8年7月1日現在

理事	長	橋本	公之(代表理事)	常勤理事	加藤	裕志
専務理事		飯塚	俊行(代表理事)	常勤理事	持丸	正吾
常務理事		寺崎	浩文	常勤監事	阿久津	能文
常務理事		丸山	英三	非常勤理事	斎藤	英夫 (※1)
常勤理事		福田	重考	非常勤監事	大貫	和裕
常勤理事		佐原	猛	非常勤監事	大貫	林一郎 (※2)

(※1) 理事 斎藤 英夫は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

(※2) 監事 大貫林一郎は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人の氏名

令和8年7月1日現在

■ 小高公認会計士事務所 公認会計士 小高 和昭氏

職員の状況

年 度	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
職 員 数	170人	160人	157人	144人	146人	143人

※パート職員は除く

令和7年度の事業概況

1. 令和7年度の事業方針及び主要な施策

●事業方針

当金庫は、鹿沼市を中心とした県西北部を主な事業地域として、地元の中小企業や個人のお客さまが会員となり、お互いに助け合い発展することを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行い、事業支援や生活支援のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融仲介機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化にも積極的に取り組んでおります。



●主要な施策

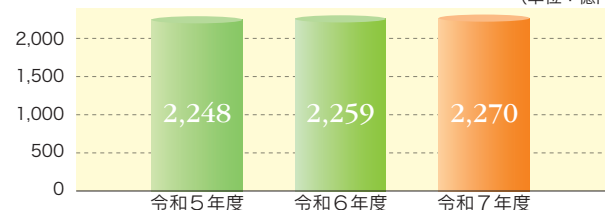
令和7年度は、創立100周年の記念すべき年度でありました。当金庫が創立100周年を迎えることが出来たことは、ひとえに、当金庫を支えていただいた地域のお客さまのお蔭であり、また、役職員及び諸先輩方の情熱の証と言えます。よって、皆さまへの感謝の思いと「地元の繁栄なくして金庫の発展はない」との経営理念を胸に刻み、郷土とともに歩む信用金庫として発展することを目指す1年としました。

2. 業績ハイライト

●預金積金

令和8年3月末の預金積金残高は、前期比10億13百万円増加し、2,270億円となりました。お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。当金庫は、お客さまが大切な財産を安全かつ確実に運用いただけるよう、目的や期間に応じた各種預金商品を取り揃えております。詳細につきましては、16ページをご覧ください。

(単位：億円)

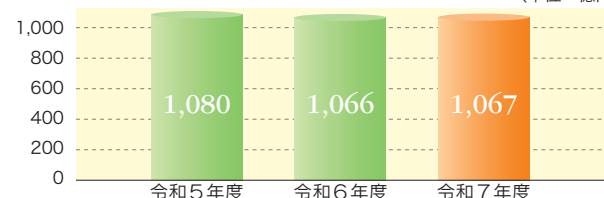


●貸出金

令和8年3月末の貸出金残高は、前期比43百万円増加し、1,067億円となりました。当金庫は、出資者である

会員の皆さまへのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いを使命と考えております。また、大口融資に偏重することなく多数のお客さまにご利用いただけるよう、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。当金庫で取り扱っている商品は、16ページをご覧ください。

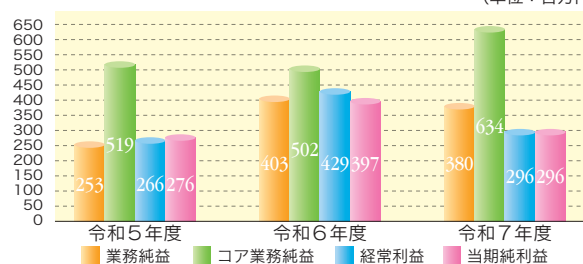
(単位：億円)



●損益状況

令和7年度の損益状況については、お客さまの課題解決に向けた営業力の強化に取り組んだ結果、本業の収益力を表すコア業務純益は、前期比1億32百万円増加し、6億34百万円となりました。また、当期純利益は前期比1億円減少し、2億96百万円となりました。

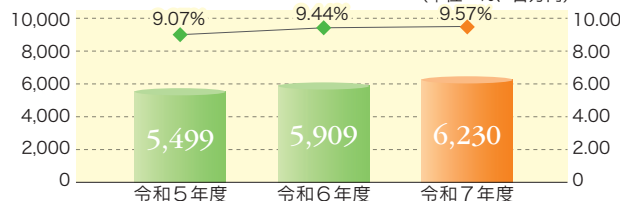
(単位：百万円)



●自己資本額と自己資本比率

令和8年3月末の自己資本の額は前期比3億21百万円増加し、62億30百万円となりました。また、自己資本比率は、前期比0.13%上昇し、9.57%となりました。自己資本比率は、金融機関の健全性を示す重要な指標で国内基準の4%を上回る水準を維持しております。

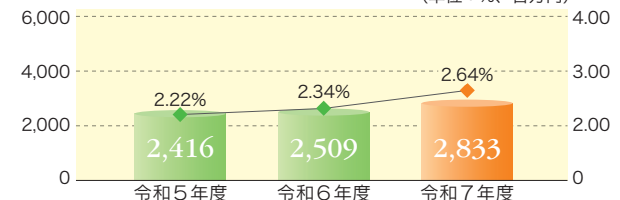
(単位：%, 百万円)



●不良債権額と不良債権比率

令和8年3月末の不良債権額は、前期比3億24百万円増加し、28億33百万円となりました。また、不良債権比率は、前期比0.30%上昇し、2.64%となりました。なお、不良債権額に対する保全状況は、担保や保証・貸倒引当等による保全額が27億2百万円となり、保全率は95.37%となっております。

(単位：%, 百万円)



3.事業の展望及び対応すべき課題

令和8年度は、当金庫が創立100周年を越え、新たなステージとなる「101年目」をスタートさせる年度となります。「地域のプラットフォームとして地域やお客さまと一体となり、抱える想い(課題)に寄り添い、それを実現(解決)するために、役職員一人ひとりが力を結集し、目標に向かって邁進する」という当金庫のビジネス

モデルを着実に履行し、事業者の実情に応じた支援をより一層推進するため、あらゆる機関との連携を強化し取り組んでまいります。そして、「これからもこの街と生きていく」との熱い想いと覚悟を持って、地域の明るい未来のために考動することを目指してまいります。

主要な事業の内容

預金業務

●預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

貸出業務

●貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

●手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

信金中央金庫への取次ぎ業務を行っております。

附帯業務

●代理業務

日本銀行歳入代理店・(株)日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人農林漁業信用基金・独立行政法人中小企業基盤整備機構・独立行政法人福祉医療機構・信金中央金庫・一般社団法人しんきん保証基金・一般社団法人全国石油協会・その他

●地方公共団体の公金取扱業務

●保護預かり及び貸金庫業務

●有価証券の貸付

●債務の保証

●公共債の引受

●国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売

●保険商品の窓口販売

(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

●スポーツ振興くじの払戻業務

●電子債権記録業に係る業務

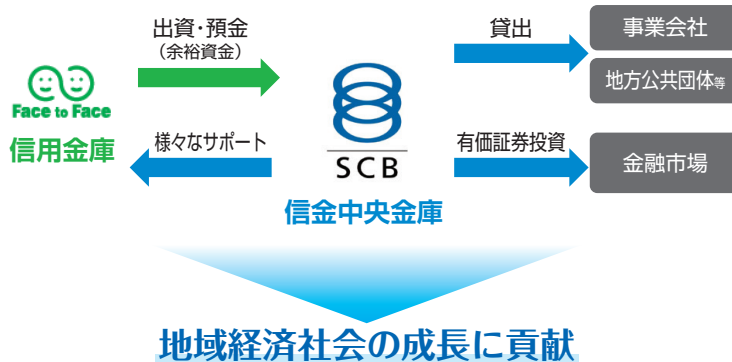
●確定拠出年金法により行う業務

●共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)

信用金庫のセントラルバンク「信金中央金庫」との連携

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、個別金融機関として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、総代候補者を選考する選考委員会を設け、選任区域ごとに会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員からの意見・要望アンケートや電子メール・電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動などの日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

●総代会とその選任方法

《総代の任期と定数》

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は50人以上80人以下です。
会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、令和8年3月31日現在の総代数は59人で、
会員数は18,164人です。

《総代の選任方法》

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

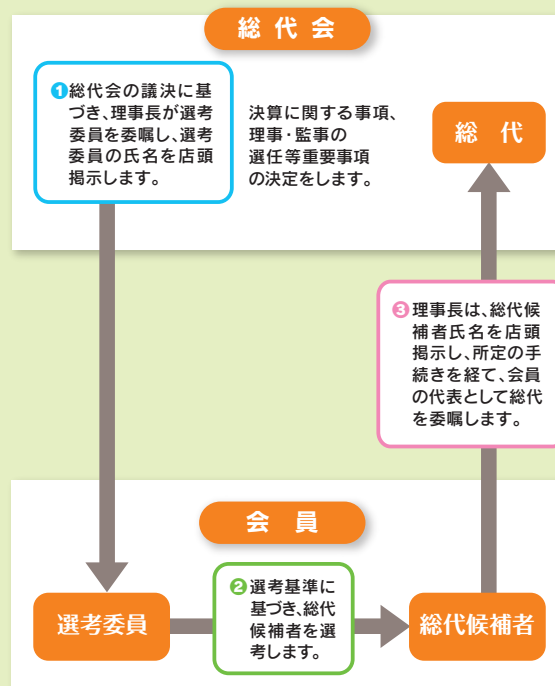
そこで、総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選任します。

- ③その総代候補者を会員が信任します(異議があれば申し立てることができる)。



総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代候補者の選考基準

●資格要件

- ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で満80歳を超えていないこと
 - ・就任時点で就任期間が15年を超えないこと
- ただし、就任期間の制限については平成27年3月改選時の新任総代から適用します

●適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している人であること
- ・良識をもって正しい判断ができる人であること
- ・人格にすぐれ、信用金庫の理念・使命を十分に理解している人であること
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた人であること

●第102期通常総代会の目的事項

令和8年6月25日開催の第102期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

(1)報告事項

第102期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)業務報告、貸借対照表・損益計算書の内容報告及び監査結果報告の件

(2)決議事項

- 第1号議案 剰余金処分(案)承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員15名選任の件
- 第4号議案 理事9名選任の件
- 第5号議案 監事3名選任の件
- 第6号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件

総代の氏名等

令和8年7月1日現在 50音順 敬称略
※氏名の後の数字は総代への就任回数

●第一区 鹿沼市

泉町・板荷・御成橋町・上材木町・上田町・久保町・高谷・古賀志町・坂田山・下遠部・千手町・武子・玉田町・天神町・戸張町・富岡・文化橋町・見野・睦町

日光市・塩谷郡塩谷町

●人数／12人

岩本 研樹① 宇井 肇⑦ 江田 光好③ 金子 昭彦②
川村 一徳① 岸野 房子① 黒川 英一⑥ 黒川 亨①
小林 達夫① 神保 隆⑥ 高橋 臣一① 星野 昭夫③

●第二区 鹿沼市

麻苧町・朝日町・石橋町・今宮町・貝島町・加園・上大久保・上久我・上殿町・上奈良部町・上日向・銀座・草久・酒野谷・笹原田・三幸町・塩山町・下大久保・下久我・下材木町・下沢・下田町・下奈良部町・下日向・下横町・末広町・寺町・鳥居跡町・中田町・仲町・奈佐原町・西鹿沼町・日光奈良部町・野尻・花岡町・東末広町・引田・日吉町・深岩・蓬萊町・みなみ町・村井町・横山町・万町

●人数／13人

片柳 伸一③ 瓦井 圭一① 木村 剛考④ 倉松 俊弘①
篠原 英男⑦ 篠原 尉浩③ 白石 修務⑤ 鈴木 茂⑥
関口 忠雄② 高村 和義④ 仁平 悦雄② 原田 篤①
細川 康彦③

●第三区 鹿沼市

東町・池ノ森・上野町・上石川・晃望台・幸町・さつき町・下石川・下武子町・白桑田・千渡・栃窪・仁神堂町・深津・府中町・府所町・府所本町・緑町・茂呂・栄町・西茂呂・松原・流通センター

●人数／15人

池澤 治男③ 伊藤 金治④ 岩本 泰史① 加藤 栄②
神山 亮③ 黒本 一郎③ 櫻井 進一③ 設楽 光江①
鈴木 和也② 鈴木 重雄③ 関口 芳一④ 鳥羽 隆④
永田 信二⑨ 橋本 朋幸② 星野 茂生④

●第四区 宇都宮市・上三川町

●人数／9人

岩上 一紘⑨ 大久保恵一① 柏崎 泰一③ 加瀬 知男④
寺崎 悦夫④ 萩原 國雄④ 山野井隆太④ 横川 秀元②
横山 陽一④

●第五区 鹿沼市

旭が丘・油田町・磯町・大和田町・上南摩町・亀和田町・北赤塚町・佐目町・下南摩町・西沢町・榎木町・野沢町・藤江町・南上野町・旧栗野町

栃木市・下野市・下都賀郡壬生町

●人数／8人

井戸 道廣⑧ 大類 博保③ 鈴木 栄一⑧ 高嶋 豊⑧
野田 雅行④ 葉山 昇③ 針谷 正夫⑥ 和久井保男②

<総代の属性別構成比>

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。
小数点第2位以下切捨て

職業別	法人役員73.6%、個人事業主17.5%、個人8.7%
年代別	70代以上73.6%、60代26.3%、50代0.0%
業種別	農林業3.8%、建設業1.9%、製造業38.4%、卸・小売業11.5% サービス業13.4%、医療業5.7%、不動産業15.3%、その他9.6%

総代が選任されるまでの手続き

地区を5区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

① 総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

② 総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を、1週間以上店頭掲示

上記掲示について下野新聞に公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

③ 総代の選任

・会員から異議がない場合
または
・選任区域の会員数の1/3
未満の会員から異議の申
出があった総代候補者

・選任区域の会員数の1/3
以上の会員から異議の申
出があった総代候補者

当該総代候補者数
が選任区域の総代
定数の1/2以上

当該総代候補者数
が選任区域の総代
定数の1/2未満

他の候補者を選考

欠員（選考を行わない）

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

かめましんきんの取組み

《かめましんきんSDGsの取組み》

当金庫は、地域社会の一員として、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、地域のプラットフォーム（地域密着型金融）として、豊かな地域社会の実現に努めるため、令和2年10月27日SDGs宣言をしました。



《「地域のプラットフォーム(地域密着型金融)」として地域の お客さまの想い(課題)に寄り添い、それを実現(解決)する取組み》



地域密着型金融の取組みに関する基本方針

当金庫は、経営理念である「地元の繁栄なくして金庫の発展はない」をモットーに、「地域密着型金融」を推進し、地域経済の発展に貢献するとともに経営力の強化を図るために「地域密着型金融の取組みに関する基本方針」を定めています。

1. 当金庫は健全経営に徹し、経営力強化(収益力、経営管理、リスク管理、法令等遵守)に取り組むとともに、経営内容の積極的な開示に努める。
2. 当金庫は、地域の様々な分野においてお客様と長期的な信頼関係を構築し、共存共栄を目指す。
3. 当金庫は、お客様のご意見やご要望を真摯に受け止め、お客様の保護と利便性向上に努める。
4. 当金庫は、事業主の皆様に対し外部機関・信金中央金庫等とも連携し、創業～事業再生まで支援するとともに、中小企業金融の円滑化に努める。
5. 当金庫は、地域のお客様からお預かりした預金は、地域のお客様にできる限り融資し余裕資金(預金と融資の差額)は安全な運用を基本とする。
6. 当金庫は、地域の様々な情報を有効に活用し、地域経済に貢献する。
7. 当金庫は、地域のお客様のことをよく理解し、行動できる人材育成に努める。

地域密着型金融の具体的取組み

当金庫は、物価・原材料高、円安、賃上げ、人手不足など様々な要因により影響を受けた中小事業者に寄り添い、資金繰りなどの金融支援のほか、事業フェーズに応じた支援に取り組んでいます。

1. 事業フェーズに応じた本業支援の取組み

(1) 各種公的支援制度を活用した支援

・各種補助金等の申請支援

補助金名	支援件数
新事業進出補助金	3件
ものづくり補助金	5件
省力化投資補助金	9件
事業承継補助金	1件

(2) 中小事業者の販路拡大・販路開拓支援

- ・信金中央金庫によるオンライン商談情報サイト「しんきんコネクト」への登録支援
- ・信金中央金庫による海外展開支援「EN-MUSUBI」を活用したタイ・バンコクにおけるマーケティング支援
- ・信金中央金庫による「EN-MUSUBI商談会」(令和8年12月タイ・バンコク開催)の事業者支援(現地にて商談サポート)
- ・WEBを活用した販売会への参加登録支援
- ・全国の信用金庫ネットワーク等を活かした広域連携による販路拡大支援

開催日/ビジネスフェア・商談会名	参加事業者数
令和7年9月1日～26日 当金庫・会津信用金庫・足立成和信用金庫共催 オンライン商談会	29社
令和7年10月21日 足利銀行主催 ものづくり企業展示・商談会2025	10社
令和7年11月13日 東北地区信用金庫協会主催 ビジネスマッチ東北2025	5社
令和7年11月21日 東京東信用金庫主催 ひがしんビジネスフェア2025	2社
令和7年11月26日 西武信用金庫主催 第25回ビジネスフェア	1社
令和7年11月26日～27日 城南信用金庫主催 2025よい仕事おこしフェア	2社
令和8年2月13日 日光市主催 日光食と魅力と観光PR商談会	12社
令和8年3月28日～29日 足立成和信用金庫主催 足立区舎人公園千本桜まつり物産展	5社



EN-MUSUBI商談会(バンコク)



さいしんビジネスフェア
(さいたまスーパーアリーナ)



ひがしん新現役交流会(東京東信金)



千本桜まつり(舎人公園)

開催日/ビジネスフェア・商談会名	参加事業者数
令和7年6月11日 埼玉縣信用金庫主催 さいしんビジネスフェア2025	1社
令和7年8月20日～21日 日本政策金融公庫主催 アグリフードEXPO2025	1社

(3) その他の支援

- ・大企業OBや専門人材と地域企業をつなぐ交流会として東京東信用金庫との共催による「ひがしん新現役交流会（令和7年7月9日開催）」への参加（2社参加）
- ・SDGs取組支援サービスによる宣言書作成などの支援
- ・原油・原材料高の影響を受けた事業者向け高速運賃負担軽減のための支援
- ・事業所内のDX化に向けたITツール導入支援
- ・人材不足に悩む事業者への人材確保に向けた支援

2. 外部支援機関等の活用による支援

(1) 栃木県事業引継ぎ支援センターとの連携による事業承継・M&A支援

- ・相談件数及び主な支援内容

年度	相談件数
令和7年度	111件
令和6年度	95件

主な支援内容	件数
親族内及び従業員承継のための事業承継計画の策定支援	7件
第三者承継による事業譲受・事業譲渡の登録支援	29件

- ・栃木県事業引継ぎ支援センター職員との帯同訪問による事業承継ニーズの掘り起し

実施回数	訪問件数
27回	80件

(2) 商工団体との連携による事業承継支援

- ・当金庫職員と商工会議所職員が事業者に訪問して承継ニーズの掘り起しに取り組みました。

商工団体名	実施回数	訪問件数
鹿沼商工会議所	25回	76件
日光商工会議所	5回	18件

- ・粟野商工会とは、域内事業者の承継問題について情報交換を年6回実施しました。

(3) 栃木県中小企業診断士会・株式会社TMC経営支援センター・リコージャパン株式会社等との業務連携による各種助成金・補助金の申請支援

(4) 株式会社サクシードとの業務提携による事業承継およびM&A支援

(5) 鹿沼商工会議所との共催による創業塾開講による創業支援

3. 広域連携による観光振興支援

- (1) 全国の信用金庫に向けた観光情報の発信、観光モニターツアーの実施により、首都圏を中心に4金庫736名（鹿児島相互信金、飯能信金、千葉信金、芝信金）の鹿沼・宇都宮・日光・会津方面への団体旅行を誘致しました。
- (2) 足立成和信用金庫・会津信用金庫をはじめ、県内信用金庫との観光連携事業として、「御宿場印プロジェクト（日光街道・日光西街道・会津西街道・奥州街道）」による新たな観光地づくりへの取り組みを継続しています。

4. 地方創生への取組み

- (1) 鹿沼市との「地方創生に関する包括連携協定」ならびに日光市との「地方創生の推進に関する連携協定」に基づき、地域の活性化に向けた事業に取り組みました。鹿沼市とは、鹿沼市企業支援センター運営協議会の活動を通じて、産学官金連携事業となる宇都宮大学による経営塾（鹿沼市×宇都宮大学ニューフロンティアプログラム）の開講、事業者のDX化・デジタル化促進事業により地域企業経営者の成長意欲を促すための学びの場の提供および地域企業のデジタル化を支援しました。
- (2) 東武新鹿沼駅前の活性化に向けて、令和6年12月9日に東武新鹿沼駅前活性化協議会を発足。令和8年3月28日に地域資源を活用し、賑わい創出の拠点

に生まれ変えるビジネスアイデアを募り「かめまるコンテスト」を開催しました。



かめまるコンテスト 表彰の様子



5. 「かめましんきんビジネスクラブ リアン〜絆〜」の活動

令和7年7月
定期総会
令和7年12月
講演会・交流会の開催
令和8年1月
AI・DXセミナーの開催
令和8年1月
視察研修会（劇団四季ミュージカル「アラジン」観劇）
令和8年3月
かめましんきん経済セミナーへの共催



6. 産学官金連携

- (1) 公共団体・商工会団体・大学等と連携し、地域活性化に向けた事業に参画しています。
- (2) 大学コンソーシアムとちぎが主催する「とちぎ学生アイデアピッチバトル」に後援しました。
- (3) 令和7年9月18日開催の宇都宮大学「コラボレーションフェア」に出展し、当金庫の観光連携事業の活動について紹介しました。

《地域社会への貢献》



- 鹿沼市民の読書活動を推進する目的で、鹿沼市に図書充実費として1974年から毎年寄付を続けています。



- 金融リテラシーの一環として、地元小学校の職場体験授業を積極的に受け入れています。



中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、以下の基本方針に従って、中小企業の経営支援に取り組んでまいります。

基本方針

1. 様々なライフステージにある中小企業の事業内容や成長可能性などの適正な評価を踏まえた解決策を検討・提案し、経営支援を行ってまいります。
2. 従来から取り組んでいるコンサルティング機能をより一層発揮し、外部専門家や外部機関を活用しながら、十分な時間をかけて、お客様の立場に立って最適な解決策を提案するとともに、それらの実行支援を行ってまいります。
3. 「地元の繁栄なくして金庫の発展はない」という経営理念のもと、地域への安定した資金供給を社会的使命と考え、今後も一貫して地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備及び取組み状況

当金庫は、外部専門家・外部機関と連携したコンサルティング機能を発揮することにより、中小企業の経営改善・体質強化に全力で取り組んでおります。

- ① 事業性評価を重視した融資や経営改善・生産性向上等への支援強化
- ② 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく、経営者保証に依存しない融資の一層の促進
- ③ ㈱地域経済活性化支援機構（REVIC）との連携による経営改善支援
- ④ 栃木県中小企業活性化協議会・栃木県よろず支援拠点との連携による経営改善支援
- ⑤ とちぎ中小企業支援ネットワークとの連携による経営改善支援
- ⑥ 地域のプラットフォーム構成機関との連携による経営改善支援
- ⑦ 認定支援機関としての経営改善計画策定支援
- ⑧ 栃木県中小企業診断士協会等との連携による経営相談会の開催
- ⑨ 経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み
- ⑩ 政府系金融機関との連携を含む、創業・新規事業へのサポート
- ⑪ 公的支援・信用保証活用による資金繰り支援
- ⑫ 経営改善に携わる人材育成、スキルの向上
- ⑬ ABL・資本性借入金・事業再生ファンドの活用
- ⑭ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく適正な対応

新型コロナウイルス及び米国の関税措置に係る資金繰り支援(条件変更)の状況

貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権 令和2年3月10日～令和8年3月31日までの累計

(1) 債務者が中小企業者である場合

(単位：件、百万円)

	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	507	4,436
うち、実行に係る貸付債権	500	4,118
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—
うち、審査中の貸付債権	5	134
うち、取下げに係る貸付債権	2	183

(2) 債務者が住宅資金借入者である場合

(単位：件、百万円)

	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	25	307
うち、実行に係る貸付債権	24	307
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—
うち、審査中の貸付債権	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	1	0

経営者保証に関する基本方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する基本方針」を以下のとおり策定しています。同基本方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する基本方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン研究会」が公表している、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、経営者保証に関する基本方針を定め、以下のとおり取り組みます。

- ① お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況、事業性評価等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ② 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ③ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

- ④ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ⑥ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み状況

	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	946件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	43.04%
保証契約を解除した件数	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンスとは、法令をはじめ、金庫の内部規程から社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。

当金庫では、信用金庫法に基づく協同組織金融機関としての高い公共性と地域社会・地域経済の発展に寄与するという社会的使命と責任の大きさを十分に認識し、健全・堅実な業務運営に努めております。

さらに、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業倫理確立のため「コンプライアンス基本方針」を定め、その実現に向けて役職員全員が一丸となって取り組んでおります。

■コンプライアンスへの取り組み

当金庫では、コンプライアンスに関する統括部署を総務部とし、本部および営業部店には「コンプライアンス担当者」を配置しております。

総務部は、コンプライアンス実現のための具体的な実践計画書である『コンプライアンス・プログラム』を毎期策定するなどコンプ

ライアンスに係る企画・立案、推進及び実施状況等の把握を行い、コンプライアンス担当者は、コンプライアンスに関する諸事項の周知徹底を行うとともに、コンプライアンス実施状況を総務部に報告を行うなど、その実践に取り組んでおります。

また、コンプライアンスの統括部門として、常勤理事、執行役員および本部各部長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する各種事項の協議を行っております。コンプライアンス委員会で協議した事項については、役員会および理事会に報告を行っております。

お客様からの苦情等につきましては、営業店または総務部（苦情担当部署）に担当者を配置しております。担当者は、お客様から寄せられたご意見や苦情等への対応を行うとともに、ご意見や苦情等の状況を総務部に報告を行っております。報告された事項は、コンプライアンス担当者を通じて各部店に周知を行い、再発防止に努めております。



安心できる地域社会の実現

反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組み

当金庫では、政府より平成 19 年 6 月に公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、『反社会的勢力に対する基本方針』を定め、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを強化しております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努める。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行わない。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応する。

金融犯罪撲滅へ向けた取り組みの強化

当金庫では、お客様の安全性確保を第一に考え、地元警察署と連携し、振込め詐欺等の金融犯罪撲滅へ向けた取り組みを強化しています。



鹿沼警察署と連携し、毎年防犯訓練を実施しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

鹿沼相互信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会および常勤役員会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスク

の特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた方針・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務管理部とし、事務管理部がリスク管理統括部や総務部など関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である事務管理部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. お客さまからの理解促進

お客さまからの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、お客さまからの理解を得るための周知、広報活動に取り組みます。

以上

リスク管理態勢について

金融の自由化・グローバル化の一層の進展や金融技術の革新などにより、取扱業務や金融サービスが多様化する中で、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

当金庫は、リスク管理を経営の重要課題として位置づけ、BIS規制（バーゼルIII）に対応した統合的なリスク管理態勢を構築し、様々なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、経営の安全性の維持と適正な収益確保に努めております。

当金庫の統合的なリスク管理態勢は、理事会を最高意思決定機関、ALM役員会をリスク管理の統括機関としております。毎月開催しているALM役員会では、様々なリスク情報に基づき、各リスクの管理状況の分析報告、改善策の協議及び資産・負債の総合的管理のための各種協議を行っております。

当金庫では、リスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」の категорияに分類し、各主管部署及び各管理部署が、各リスクを適切に管理し、健全性・収益性の確保に努めております。

● 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（お取引先企業・個人）の財務内容の悪化などにより、資産（貸出金、有価証券等）の価値が減少あるいは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、信用リスクに関する諸規程等に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する態勢を整備し、信用リスクの管理に努めております。また、有価証券発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

● 市場リスク

市場リスクとは、市場（金利・為替・株価・その他）のリスク・ファクターの変動により、損失を被るリスクをいいます。主な市場リスクは、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクから構成されています。

当金庫は市場リスクを識別、評価、モニタリング及びコントロールすることにより、経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分によりリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、資金確保に通常より高い金利での調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリス

ク）と、市場の混乱等により市場で取引できないことにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫では、保有資産の流動性を維持・管理するとともに、安定した支払準備資産の確保に努めております。

● オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、当金庫の内部管理体制、システムが不適切であること、または外生的事象の発生により損失を被るリスクをいいます。オペレーショナル・リスクについては、リスク管理統括部を主管部署として、その発生防止に努めております。リスクの内容として、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクがあります。

● 事務リスク

当金庫の役職員等が正確な事務処理を怠る、あるいは、事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、事務規程等の整備及び事務指導を実施するとともに、監査部による臨店監査を実施し、さらに各営業部にて自店監査を監査計画に基づいて実施し、厳正な事務管理と事故の未然防止に努めております。

● システムリスク

コンピューターシステムの障害または誤動作などのシステムの不具合、不正利用等により、損害を被るリスクをいいます。

当金庫では、「危機管理計画（コンティンジェンシー・プラン）」や「情報資産保護管理規程（セキュリティ・ポリシー）」を制定し、万一の事故や災害に備えております。

● 法務リスク

当金庫が法令等に違反し、行政処分やお取引先等からの訴訟により、損害賠償等を被るリスクをいいます。

● 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正・差別的行為（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

● 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などを被るリスクをいいます。

● 風評リスク

当金庫の評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することによる損失・損害を被るリスクをいいます。

リスク管理体制図



（注）※印は各リスク管理の主管部署

当金庫の考え方

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の保護及び利便性向上を図るために、「顧客保護等管理方針」を定めています。

1. 当金庫は、法令やルール等を厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
また、顧客の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行う。
2. 当金庫は、顧客への説明を要する全ての取引や商品について、顧客の理解や経験、資産の状況及び契約締結の目的等に応じた適正な情報提供と商品説明を行う。
3. 当金庫は、顧客からの意見・要望や相談・苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、顧客の理解と信頼を得られるよう努めるとともに、顧客の正当な利益が保護されるように努める。また役職員への教育・研修に努める。
4. 当金庫は、顧客の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや顧客の同意を得ることなく外部への提供を行わない。また、顧客の情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じる。
5. 当金庫は、顧客との取引に関連して業務を外部業者に委託するにあたっては、顧客の利益を守るため、適切に外部委託先を選定・管理する。
6. 当金庫は、顧客との取引に関連して顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反取引を管理する。
7. 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人の顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組む。
8. 当金庫は、その他顧客の保護や利便性の向上のために必要であると理事会において判断した業務についても、適切に対応する。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等の規定を踏まえ、お客様との取引にあたって、本方針および当金庫において定める諸規則等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もって、お客様の利益の保護を行うとともに、お客様からの信頼の向上を図るため、次のとおり、対応することといたします。

1. 当金庫は、お客様の利益の保護に関して適用される法令等のほか、当金庫において定める諸規則等を遵守し、当金庫がお客様との間で行う取引を対象として「利益相反管理」を行います。
2. 当金庫は、次に定める取引を「利益相反管理」の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) 上記(1)のほか、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、「利益相反管理」の対象となる取引について、次に掲げる方法等により、お客様の利益保護を適切に管理いたします。

- イ 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ハ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- 二 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、お客様の利益保護を図るため、営業部門から独立した管理部署の設置および管理責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反取引の管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令等および当金庫の諸規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行い、お客様の利益保護に努めます。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について、定期的に検証いたします。

お客さま本位の業務運営にかかる基本方針

当金庫は、地域金融機関として「お客さまに寄り添い、お客さま本位の営業に徹し、お客さまと共通の価値を創造し、ともに発展すること」を目指して、以下のとおり「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」を策定いたしました。

当金庫は、この基本方針に基づき、お客さまにとって最適な資産形成と資産運用のため、質の高い金融商品・サービスを提供し、信頼感と安心感の確保に努めてまいります。

1. お客さまに最適な金融商品・サービスの提供
 - 金融商品のご提案にあたっては、お客さまのニーズや意向を十分に把握し、お客さまの目的や、知識・経験・財産の状況に照らし、最適な金融商品・サービスをご提案してまいります。
 - 資産形成に関するご相談にあたっては、お客さまの安定的な資産形成を優先課題とし、長期・積立・分散投資を基本にふさわしい金融商品・サービスの提供をご提案してまいります。
2. お客さまに対する丁寧でわかりやすい説明
 - 投資信託や保険商品を販売する際は、販売用資料やパンフレット等を使用し商品の特性やリスク等について、お客さまの知識・経験に照らし、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。
 - お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の内容については、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。
 - 商品のご契約後においても、経済環境や市場動向を踏まえた適切でタイムリーな情報提供により、アフターフォローに努めてまいります。
3. お客さま本位を実践するための態勢整備と人材育成
 - お客さまに適切な金融商品・サービスを提供するために、職員研修等を実施し、専門知識の習得やコンサルティング能力の向上に努めてまいります。
 - お客さまの利益が損なわれることがないよう、当金庫が別に公表している「利益相反管理方針」に基づき、適切な利益相反の管理を行ってまいります。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店または総務部（以下「苦情等担当部署」といいます。）で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の苦情等担当部署へお申し出ください。

〈苦情等担当部署〉 総務部

住 所／〒322-0066 鹿沼市上田町2331番地
 受付時間／平日 AM9:00～PM5:00
 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は、受付をお休みさせていただきます）
 受付媒体／フリーダイヤル 0120-858-455
 （FAX 0289-63-1919）
 面 談／営業店（副支店長等）、総務部（相談担当者）
 ホームページ／<https://www.shinkin.co.jp/kanuma/>
 ※お客様の個人情報、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは営業店または苦情等担当部署にお問い合わせください。

名 称	全国しんきん相談所（（一社）全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日（9:00～17:00）
受付媒体	電話、手紙、面談

5. また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する「仲裁センター」等で紛争の解決を図ることも可能ですので、「営業店」および「苦情等担当部署」または上記「全国しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 （紛争解決センター）	第一東京弁護士会 （仲裁センター）	第二東京弁護士会 （仲裁センター）
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 （時間）	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

6. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に対して、「迅速・公平かつ適切」に対応するため、以下のとおり金融ADRも踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- （1）「営業店および苦情等担当部署」に担当者を配置するとともに、お客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応を行います。
- （2）苦情等のお申し出については、事実関係を把握し、「営業店、苦情等担当部署および関係部署」が連携し、速やかな解決を図るよう努めます。
- （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を「苦情等担当部署」から行います。
- （4）お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望に応じて適切な機関をご紹介します。
- （5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する「仲裁センター」等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力いたします。
- （6）お申し出のあった苦情等については「記録・保存」し、その対応結果を参考に苦情等に対する態勢の在り方について検討・見直しを行います。
- （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門による検証を行う態勢を整備しています。
- （8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づいた業務運営が行われるよう、研修等により金庫内に周知・徹底いたします。
- （9）お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。



商品・サービスのご案内

お客さまのニーズにお応えする預金積金商品・融資商品等を各種取り揃えて、みなさまのご来店をお待ちしております。

01 預金商品

地域の皆さまの財産形成に役立つ
さまざまな預金商品を取り揃えて
おります。
とてもお得な各種キャンペーンも
実施しています。



02 融資商品

地域の中小企業の皆さまには運転・
設備資金や各種制度資金、個人の方
には、住宅ローンやマイカー・教育
ローンなど、ライフサイクルに応じた
各種ローンをご用意しております。



ホームページからお申込みできる来店不要型ローンが便利です。

03 預かり資産商品

各種保険商品や投資信託、
共済商品などをご用意し、
お客さまのライフプラン
に合った資産運用をご提案
します。



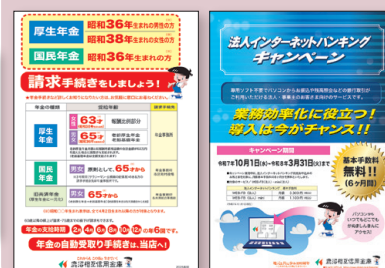
04 職域サポートサービス

かぬましんきん職域パー
トナー協定を締結した
事業所へお勤めの皆さま
が各種優遇サービスを
受けられます。



05 その他サービス

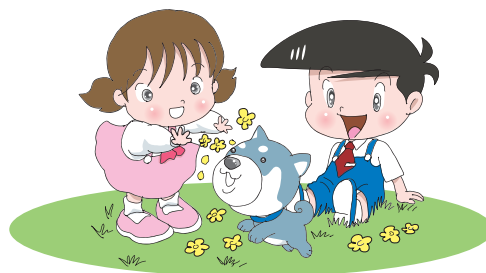
給与振込、年金受取、貸金
庫、インターネットバン
キングなど、便利なサー
ビスを豊富にご用意して
います。



※掲載されているパンフレットは、令和7年度に作成したのものになります。

手数料のご案内

手数料については当金庫
ホームページからご覧いただけます。



沿革（当金庫のあゆみ）

大正 14年	10月	有限責任信用組合鹿沼相互金庫として業務開始（組合長 福田代造）
昭和 18年	7月	市街地信用組合法公布、同法により改組
25年	4月	中小企業等協同組合法公布、同法により改組
26年	11月	信用金庫法公布、同法により鹿沼相互信用金庫と改組
31年	11月	福田雄一理事長就任
34年	2月	栗野支店新設開店
38年	11月	金崎支店新設開店
40年	11月	栗野支店店舗新築移転
41年	10月	駅前支店新設開店
42年	6月	金崎支店店舗新築移転
47年	7月	南支店新設開店
	11月	電子計算機室新築落成
48年	2月	福田武理事長就任
49年	10月	上田町支店新設開店
53年	6月	事務センター新築落成
55年	11月	一の沢支店新設開店
57年	5月	緑町支店新設開店
58年	11月	本部を鹿沼市上田町「しんきんビル」に移転
59年	2月	本店営業部八百半東店出張所開店
	5月	金崎支店店舗新築移転
	11月	本店営業部を鹿沼市上田町「しんきんビル」に移転、同日、上田町支店を仲町に移転のうえ仲町支店と名称変更
	12月	鳥居跡支店新設開店
60年	11月	西支店新設開店
61年	7月	栗野支店新築移転
	9月	石川支店新設開店
62年	9月	鶴田支店新設開店
63年	12月	楡木支店新設開店
平成 元年	4月	本店営業部福田屋百貨店出張所開店
	10月	東支店新設開店
2年	4月	福田武会長就任、福田俊夫理事長就任
	11月	北支店新設開店
3年	1月	金崎支店西方病院出張所開店
6年	11月	一の沢支店県民室共同出張所開店
7年	7月	緑町支店ヨークベニマル出張所開店
9年	5月	仲町支店鹿沼市役所出張所開店

平成 12年	10月	緑町支店カスミ鹿沼店出張所開店
	12月	下田町倉庫新築落成
13年	3月	福田武常勤理事相談役に就任
	10月	しんきんビル2号館新築落成
	11月	仲町支店新築落成
14年	2月	宇都宮信用金庫の一部事業譲受け、同日、今市支店、戸祭支店開店
	3月	大日光信用組合の事業譲受け
	7月	今市支店改装オープン
	8月	戸祭支店新築移転
	9月	七久保理事長就任
15年	10月	鳥居跡支店を南支店に統合
	10月	鶴田支店を一の沢支店に統合
	11月	南支店を村井町から上殿町に新築移転
17年	10月	創立80周年記念式典
	11月	塩谷郡栗山村の地区拡張
19年	5月	楡木支店を南支店に統合
	7月	一の沢支店を宇都宮支店に名称変更し、新築オープン
	10月	石川支店を統合し緑町支店を新築オープン
22年	3月	東支店新築オープン
24年	10月	本店ビル新築オープン
25年	10月	ヤオハン東店出張所を移転し、ヤオハンスーパー貝島店出張所開店
26年	4月	七久保一郎会長 橋本公之理事長 就任
27年	7月	北支店を本店営業部に統合
	8月	本店営業部鹿沼北出張所開店
	10月	創立90周年記念式典
	12月	駅前支店新築オープン
30年	8月	戸祭支店新築オープン
31年	3月	ヤオハンスーパー東町店出張所開店
令和 3年	1月	かぬましんきん3号館新築落成
5年	6月	今市支店新築オープン
7年	10月	創立100周年記念式典

令和7年 おかげさまで創立100周年を迎えました

大正14年10月27日創業

◆ 創立100周年事業 ◆

令和7年3月3日

鹿沼市新小学1年生向け連絡帳715冊寄贈



令和7年5月2日

鹿沼市へ
観光プロモーションカー寄贈



令和7年6月26日

日光市へ
観光プロモーションカー寄贈



令和7年10月1日

宇都宮市へ育英基金30万円寄贈



令和7年10月16日

栃本市へ図書充実費30万円寄贈



令和7年10月25日

創立100周年記念式典・祝賀会



創立100周年記念ツアー企画
～大阪・関西万博と京都～



創立100周年記念
商品ラインアップ



創立100周年記念ロビー展・ディスプレイ
～多彩なロビー展やディスプレイでお客さまをお迎えしました～



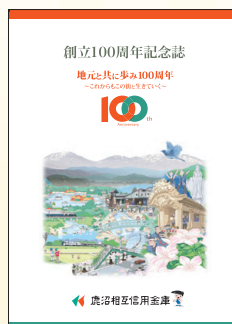
創立100周年記念グッズラインアップ

- ・保冷バッグ
- ・メモ帳
- ・マグネット
- ・ティッシュ



令和7年12月

創立100周年記念誌発刊



OVER THE 100th

～これからも この街と生きていく～

店舗一覧

令和8年7月1日現在

■鹿沼地区

本店営業部	鹿沼市上田町2331	☎(0289)64-6285
南支店	鹿沼市上殿町794-3	☎(0289)64-1975
仲町支店	鹿沼市仲町1700-2	☎(0289)62-7272
緑町支店	鹿沼市栄町2-22-2	☎(0289)62-7215
東支店	鹿沼市東町3-4-15	☎(0289)65-3180
※栗野支店	鹿沼市口栗野806-1	☎(0289)85-2131
※駅前支店	鹿沼市上野町135-5	☎(0289)62-5261
※西支店	鹿沼市日吉町865-5	☎(0289)62-9771



■宇都宮地区

宇都宮支店	宇都宮市鶴田町601-1	☎(028)648-2211
戸祭支店	宇都宮市上戸祭2-1-22	☎(028)625-1661

■日光地区

今市支店	日光市並木町9番地13	☎(0288)22-1150
------	-------------	----------------

■栃木地区

※金崎支店	栃木市西方町金崎334-1	☎(0282)92-2320
-------	---------------	----------------

お客さまサポートセンター	鹿沼市上田町2331	☎(0289)65-7428
--------------	------------	----------------

※窓口営業時間 9:00 ~ 12:30

■営業地区

鹿沼市 宇都宮市 日光市 栃木市

下野市 壬生町 上三川町 塩谷町

■店外出張所

- ヤオハンスーパー東町店 鹿沼市東町1-3-32
- ヤオハンスーパー貝島店 鹿沼市貝島町790
- 福田屋百貨店鹿沼店 鹿沼市東末広町1073
- ヨークベニマル鹿沼店 鹿沼市西茂呂2-23-7
- 鹿沼北 鹿沼市玉田町137-2

「資料編」のご案内

財務状況等のより詳細な情報については「資料編」を作成しています。
「資料編」は当金庫ホームページにてご覧いただけます。

鹿沼相互信用金庫

検索



これからもこの街と生きていく



鹿沼相互信用金庫



KANUMASHINKIN REPORT

鹿沼相互信用金庫の現況

◆2026 DISCLOSURE◆

(令和8年)

令和7年4月1日 - 令和8年3月31日

資料編



鹿沼相互信用金庫



資料編 目次

D I S C L O S U R E C O N T E N T S

■財務諸表

貸借対照表	001・002
損益計算書	003
剰余金処分計算書	003
会計監査	003
代表者による確認	003

■経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移	004
業務粗利益・業務純益	004
資金運用収支の内訳	004
総資金利鞘	004
受取利息及び支払利息の対前年度増減	005
利益率	005
預貸率	005
預金業務	005
●預金積金及び譲渡性預金平均残高	
●固定・変動自由金利定期預金残高	
貸出業務	006
●貸出金平均残高	
●貸出金担保別残高	
●債務保証見返担保別残高	
●貸出金使途別残高・構成比	
●固定・変動金利別貸出金残高	
●貸出金業種別残高・構成比	
●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	
●貸出金償却額	
有価証券等の運用	007
●有価証券の種類別の平均残高	
●預証率	
●有価証券の時価情報	
●有価証券の残存期間別残高	

■不良債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	008
------------------------------	-----

■その他の指標

会員・出資金	008
--------	-----

■自己資本の充実の状況（定性的な開示事項） 009・010

■自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）

1 自己資本の構成に関する開示事項	011
2 自己資本の充実に関する事項	012
3 信用リスクに関する事項	013～017
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	
(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	
(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	
(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	
(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	
(7) 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
4 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	018
(1) 貸借対照表計上額及び時価等	
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	
(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	
(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
5 証券化エクスポージャーに関する事項	018
6 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	018
7 金利リスクに関する事項	018

財務諸表

■貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

科 目	令和6年度(令和7年3月31日)	令和7年度(令和8年3月31日)
現金	2,185,367	2,046,565
預け金	82,793,679	83,069,991
買入金銭債権	4,034,148	4,127,540
金銭の信託	10	10
有価証券	30,371,710	31,096,469
国債	3,951,628	4,692,899
地方債	14,128,113	12,365,170
社債	3,658,672	5,435,536
株式	78,633	87,079
その他の証券	8,554,662	8,515,782
貸出金	106,689,174	106,732,277
割引手形	257,987	145,493
手形貸付	9,839,641	9,933,913
証書貸付	92,614,057	93,093,536
当座貸越	3,977,487	3,559,334
その他資産	1,247,910	1,301,941
未決済為替貸	30,604	30,722
信金中金出資金	931,000	931,000
未収収益	225,678	280,736
その他の資産	60,626	59,481
有形固定資産	3,158,299	3,089,149
建物	1,398,549	1,329,753
土地	1,614,496	1,614,496
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	145,252	144,898
無形固定資産	17,777	18,226
ソフトウェア	12,839	13,295
その他の無形固定資産	4,937	4,930
前払年金費用	76,629	93,383
繰延税金資産	825,441	1,016,779
債務保証見返	237,558	204,106
貸倒引当金	△ 615,172	△ 440,595
(うち個別貸倒引当金)	△ 566,196	△ 390,230
投資損失引当金	—	—
資産の部合計	231,022,535	232,355,846

貸借対照表の注記

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8～40年
その他	2～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、5年法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した額のうち、将来キャッシュ・フローにより回収可能な額を減じた金額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)、または、その残額に予想損失率を乗じた金額を貸倒引当金として計上しております。

予想損失率については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた値と、貸倒実績率の地区平均に修正を加えた値とのいずれか高い値をもって計上することとしております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部門及びリスク管理統括部が資産査定を実施し、当該審査から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は累計で4,331百万円であります。
- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びその他出資金の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - ①制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計差引額	1,828,746百万円
△ 31,890百万円	
 - ②制度全体に占める当金庫の拠金拠出割合(令和7年3月31日現在)

0.1571%	
---------	--
- ③補足説明

上記①の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられた特別拠金31百万円を費用処理しております。

なお、特別拠金の額は、あらかじめ定められた拠金拠出時の標準給付の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

■貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：千円)

科 目	令和6年度(令和7年3月31日)	令和7年度(令和8年3月31日)
預金積金	225,996,070	227,009,212
当座預金	6,178,349	6,443,667
普通預金	133,446,592	130,522,197
貯蓄預金	511,644	489,031
通知預金	91,461	73,731
定期預金	81,442,975	85,231,582
定期積金	2,793,682	2,711,555
その他の預金	1,531,363	1,537,446
借入金	—	—
借入金	—	—
その他負債	269,857	403,982
未決済為替借	36,039	38,680
未払費用	117,480	240,881
給付補填備金	594	1,617
未払法人税等	4,153	4,153
前受収益	38,690	42,311
払戻未済金	7,128	6,914
払戻未済持分	6,788	1,155
職員預り金	28,768	28,119
資産除去債務	5,097	5,162
その他の負債	25,117	34,987
賞与引当金	39,831	40,120
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	90,933	102,033
偶発損失引当金	37,952	43,569
睡眠預金払戻損失引当金	7,527	6,549
債務保証	237,558	204,106
負債の部合計	226,679,730	227,809,574
出資金	1,439,671	1,433,941
普通出資金	1,439,671	1,433,941
利益剰余金	4,562,893	4,830,939
利益準備金	1,020,958	1,060,958
その他利益剰余金	3,541,935	3,769,980
特別積立金	2,315,000	3,000,000
当期末処分剰余金	1,226,935	769,980
処分未済持分	△ 40	△ 15
会員勘定合計	6,002,525	6,264,865
その他有価証券評価差額金	△ 1,659,721	△ 1,718,593
純資産の部合計	4,342,804	4,546,271
負債及び純資産の部合計	231,022,535	232,355,846

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、取扱方式によっております。また、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	440百万円
-------	--------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重大な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 1,016百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重大な影響を与える可能性があります。
- 有形固定資産 3,089百万円

固定資産の減損損失は、将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の減損損失の金額に重大な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 10百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,416百万円
- 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の出資金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,838百万円
危険債権額	967百万円
三月以上延滞債権額	8百万円
貸出条件緩和債権額	19百万円
合計額	2,833百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を伴っておりますが、その額面金額は145百万円であります。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,118百万円
信金中央金庫他預け金	10,007百万円

上記の担保資産は、為替決済、日銀蔵入代用、県市町収納代理金金融機関の取引等に差し入れています。また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。
- 出資1口当たりの純資産額 1,585円25銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式、買入金銭債権であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資審査を審査管理部が担当し、信用リスクについては、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」において、与信判断の指針となるクレジットポリシーを定め、融資個別案件ごとに適正な与信審査、取組方針、与信管理を行っております。

また、常勤理事を委員とする「審査会」を設置し、大口融資案件の取組方針等の協議・検討を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的にを行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM役員会によって金利の変動リスクを管理しております。金利リスクについては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された資金運用方針に基づき、ALM役員会・常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM役員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM役員会の方針に基づき、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理統括部を通じ、理事会及びALM役員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、資金運用規程及び資金運用基準に基づき管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式、投資信託、優先出資、「預け金」、「買入金銭債権」、「貸出金」、及び「預金積金」の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,394百万円です。ただし、VaRは過去の相対変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM役員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価とは、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び貸出金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	83,069	82,857	△ 212
(2) 買入金銭債権	4,127	3,233	△ 894
(3) 有価証券	31,069	30,054	△ 1,014
満期保有目的の債券	13,788	12,773	△ 1,014
その他の有価証券(※3)	17,281	17,281	—
(4) 貸出金(※1)	106,732	—	—
貸倒引当金(※2)	△ 440	—	—
	106,291	105,693	△ 598
金融資産計	224,558	221,839	△ 2,719
(1) 預金積金(※1)	227,009	226,218	△ 791
金融負債計	227,009	226,218	△ 791

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TONA、SWAP金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23～25に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等のうち、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額を市場金利(TONA、SWAP金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、SWAP金利)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	26
その他の証券	—
出資金(信金中央金庫)	931
合 計	957

※ 非上場株式、その他の証券及び出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	26,009	16,210	100	—
買入金銭債権	—	1	0	3,686
有価証券	89	10,538	6,710	7,064
満期保有目的の債券	—	8,299	3,691	1,797
その他の有価証券のうち満期があるもの	89	2,238	3,018	5,267
貸出金(※)	22,283	37,296	21,972	19,842
合 計	48,381	64,045	28,782	30,592

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	193,892	32,936	10	169
合 計	193,892	32,936	10	169

要求払預金は、「1年以内」に含めて開示しております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	2,280	2,043	△ 237
	地方債	7,208	6,636	△ 571
	社 債	4,300	4,093	△ 206
	その他	—	—	—
	小 計	13,788	12,773	△ 1,014
合 計		13,788	12,773	△ 1,014

その他の有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの		60	50	9
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,763	2,382	380
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	2,823	2,433	390
	株式	—	—	—
	債券	8,705	10,943	△ 2,238
	国債	2,412	3,285	△ 872
	地方債	5,157	6,441	△ 1,284
	社債	1,135	1,217	△ 81
	その他	5,752	6,302	△ 549
	小 計	14,457	17,246	△ 2,788
合 計		17,281	19,679	△ 2,398

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ございません。

25. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	2,249	—	△ 203
国債	—	—	—
地方債	2,249	—	△ 203
社債	—	—	—
その他(※)	0	—	△ 0
合 計	2,250	—	△ 203

(※) その他の売却額及び売却損は、SGAM投資法人の利益超過分配金の支払いに伴う、「みなし譲渡」及び「みなし譲渡損」の発生によるものです。

26. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は9,735百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,593百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座金の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	14
貸倒引当金・貸出金償却	1,047
役員退職慰労引当金	28
有価証券評価差額金	680
その他	104
繰延税金資産小計	1,876
評価性引当額	△ 832
繰延税金資産合計	1,044
繰延税金負債	
前払年金費用	26
その他	1
繰延税金負債合計	27
繰延税金資産純額	1,016

■損益計算書

(単位：千円)

	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
経常収益	2,700,801	3,041,732
資金運用収益	2,305,865	2,677,346
貸出金利息	1,708,877	1,825,338
預け金利息	321,873	521,094
有価証券利息配当金	217,235	269,968
その他の受入利息	57,880	60,945
役務取引等収益	300,719	317,026
受入為替手数料	90,822	88,056
その他の役務収益	209,897	228,969
その他業務収益	11,512	23,570
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	11,512	23,570
その他経常収益	82,702	23,789
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	78,123	22,640
株式等売却益	7	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	4,571	1,148
経常費用	2,271,463	2,745,687
資金調達費用	119,550	372,134
預金利息	118,860	369,770
給付補填備金繰入額	479	2,160
借入金利息	0	—
その他の支払利息	210	203
役務取引等費用	234,924	235,307
支払為替手数料	8,334	8,285
その他の役務費用	226,590	227,022
その他業務費用	105,514	203,937
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	105,176	203,803
国債等債券償還損	—	—
その他の業務費用	337	134
経費	1,771,602	1,786,627
人件費	1,149,192	1,159,160
物件費	555,229	566,424
税金	67,180	61,042
その他経常費用	39,871	147,679
貸倒引当金繰入額	11,097	80,497
貸出金償却	20,072	57,115
株式等売却損	—	—
株式等償却	32	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	8,669	10,066
経常利益(又は経常損失)	429,337	296,045
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	1,026	22,467
固定資産処分損	1,026	15
減損損失	—	—
創立100周年記念事業費	—	22,452
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	428,311	273,577
法人税、住民税及び事業税	4,350	4,192
法人税等調整額	26,661	△ 27,338
当期純利益(又は当期純損失)	397,299	296,723
繰越金(当期首残高)	829,635	453,257
創立100周年事業積立金取崩額	—	20,000
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	1,226,935	769,980

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 出資1口あたりの当期純利益金額 103円25銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金(又は当期末処分損失金)	1,226,935	769,980
繰越金(当期首残高)	829,635	453,257
当期利益(又は当期純損失)	397,299	296,723
創立100周年事業積立金取崩額	—	20,000
未処分剰余金	1,226,935	769,980
剰余金処分額	773,678	58,657
利益準備金	40,000	30,000
出資に対する配当金	(年2%) 28,678	(年2%) 28,657
特別積立金	705,000	—
(うち創立100周年事業積立金)	5,000	—
繰越金(当期末残高)	453,257	711,323

■会計監査

令和7年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、小高公認会計士事務所 公認会計士小高和昭氏の監査を受けております。

■代表者による確認

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月26日

鹿沼相互信用金庫 理事長 橋本 公之

【報酬体系について】

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法等を内規で定めております。

(2)令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は105百万円です。

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。(令和8年3月31日現在)
2. 上記の内訳は、基本報酬94百万円、退職慰労金10百万円となっております。
- 退職慰労金は、当年度中に支払った退職慰労金と、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に関する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

■最近5年間の主要な経営指標の推移

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益 (千円)	2,628,208	2,532,167	2,575,888	2,700,801	3,041,732
経常利益(又は経常損失(△)) (千円)	262,388	97,114	266,058	429,337	296,045
当期純利益(又は当期純損失(△)) (千円)	208,223	247,777	276,510	397,299	296,723
出資総額 (百万円)	1,430	1,435	1,438	1,439	1,433
出資総口数 (千口)	2,861	2,870	2,877	2,879	2,867
純資産額 (百万円)	4,846	4,030	4,611	4,342	4,546
総資産額 (百万円)	243,460	227,329	229,885	230,784	232,151
預金積金残高 (百万円)	221,395	222,860	224,813	225,996	227,009
貸出金残高 (百万円)	106,370	107,487	108,081	106,689	106,732
有価証券残高 (百万円)	35,758	31,898	29,842	30,371	31,096
単体自己資本比率 (%)	8.30	8.96	9.07	9.44	9.57
出資に対する配当金(出資1口当たり) (円)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
役員数 (人)	11	11	10	10	10
うち常勤役員数 (人)	8	8	7	7	7
職員数 (人)	160	157	144	146	143
会員数 (人)	20,123	19,407	18,748	18,445	18,164

(注) 総資産額は、貸借対照表の資産の部合計から債務保証見返を除いております。

直近の2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況

■業務粗利益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支(資金利益)	2,186,315	2,305,212
資金運用収益	2,305,865	2,677,346
資金調達費用	119,550	372,134
役務取引等収支	65,795	81,718
役務取引収益	300,719	317,026
役務取引費用	234,924	235,307
その他の業務収支	△ 94,001	△ 180,366
その他業務収益	11,512	23,570
その他業務費用	105,514	203,937
業務粗利益	2,158,109	2,206,563
業務粗利益率(%)	0.93	0.94

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	403,657	380,671
実質業務純益	397,606	431,036
コア業務純益	502,783	634,839
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	502,783	634,839

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	231,137	233,138	2,305,865	2,677,346	0.99	1.14
うち貸出金	106,203	105,460	1,708,877	1,825,338	1.60	1.73
うち預け金	87,335	89,201	321,873	521,094	0.36	0.58
うち有価証券	32,634	33,488	217,235	269,968	0.66	0.80
資金調達勘定	230,915	231,887	119,550	372,134	0.05	0.16
うち預金積金	230,886	231,859	119,339	371,930	0.05	0.16
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高(令和6年度113百万円、令和7年度112百万円)を控除しております。

■総資金利鞘

(単位：%)

種 類	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	0.99	1.14
資金調達原価率	0.81	0.92
総資金利鞘	0.18	0.22

■受取利息及び支払利息の対前年度増減

(単位：千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	11,227	143,279	154,556	△ 3,664	375,144	371,480
貸出金利息	△ 1,402	11,544	10,142	△ 12,846	129,307	116,460
預け金利息	3,477	127,254	130,731	2,590	196,630	199,221
有価証券利息配当金	6,500	6,947	13,448	4,966	47,766	52,733
その他の受入利息	2,700	△ 2,466	234	1,625	1,439	3,065
支払利息	41	111,644	111,686	135	252,448	252,583
預金利息	68	111,635	111,704	22	252,568	252,590
借入金利息	0	0	0	△ 0	—	△ 0
その他の支払利息	△ 26	8	△ 17	112	△ 119	△ 7

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■利益率

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.18	0.12
総資産当期純利益率	0.16	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

■預貸率

(単位：%)

種 類		令和6年度	令和7年度
預貸率	期 末	47.20	47.01
	期中平均	45.99	45.48

■預金業務

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
流動性預金	144,831	143,134
うち有利息預金	120,355	121,341
定期性預金	85,279	87,955
うち固定金利定期性預金	85,266	87,945
うち変動金利定期性預金	12	10
その他	775	769
計	230,886	231,859
譲渡性預金	—	—
合 計	230,886	231,859

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期性預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期性預金
 変動金利定期性預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期性預金
3. その他＝別段預金＋納税準備預金

●固定・変動自由金利定期預金残高

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
定期預金	81,442	85,231
固定自由金利定期預金	81,430	85,221
変動自由金利定期預金	12	9

■貸出業務

●貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
割 引 手 形	390	212
手 形 貸 付	8,963	9,364
証 書 貸 付	93,142	92,345
当 座 貸 越	3,707	3,537
合 計	106,203	105,460

●貸出金担保別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	596	433
有 価 証 券	—	—
不 動 産	25,866	25,144
信用保証協会・信用保険	45,247	44,786
保 証	9,566	8,510
信 用	25,401	27,846
そ の 他	11	11
合 計	106,689	106,732

●債務保証見返担保別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	25	42
有 価 証 券	—	—
不 動 産	3	—
信用保証協会・信用保険	27	26
保 証	87	59
信 用	93	75
そ の 他	—	—
合 計	237	204

●貸出金使途別残高・構成比

(単位：百万円・%)

区 分	令和6年度	令和7年度	
設 備 資 金	49,612(46.5)	49,662(46.5)	…設備・住宅
運 転 資 金	57,077(53.5)	57,070(53.5)	…運転・個人消費・その他
合 計	106,689(100.0)	106,732(100.0)	

●固定・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	
固 定 金 利	74,045	73,828	…割引、手貸、当貸
変 動 金 利	32,644	32,904	
合 計	106,689	106,732	

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円)

業 種	令和6年度			令和7年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製 造 業	330	13,237	12.40%	316	12,779	11.97%
農 業 ・ 林 業	50	520	0.48%	50	539	0.50%
漁 業	2	6	0.00%	2	8	0.00%
鉱業・採石業・砂利採取業	4	981	0.91%	4	1,029	0.96%
建 設 業	428	8,613	8.07%	422	8,296	7.77%
電気・ガス・水道業	21	266	0.24%	21	226	0.21%
情 報 通 信 業	17	265	0.24%	19	234	0.21%
運 輸 業 ・ 郵 便 業	54	1,541	1.44%	55	1,792	1.67%
卸 売 業 ・ 小 売 業	305	9,215	8.63%	305	9,114	8.53%
金 融 ・ 保 険 業	12	1,101	1.03%	10	1,291	1.20%
不 動 産 業	227	16,451	15.41%	225	16,006	14.99%
物 品 賃 貸 業	2	31	0.02%	2	13	0.01%
学術研究・専門技術サービス業	41	784	0.73%	44	791	0.74%
宿 泊 業	19	1,179	1.10%	20	1,111	1.04%
飲 食 業	109	1,150	1.07%	111	1,171	1.09%
生活関連サービス業・娯楽業	105	1,329	1.24%	106	1,253	1.17%
教育、学習支援業	15	322	0.30%	17	353	0.33%
医 療 ・ 福 祉	99	3,468	3.25%	94	3,422	3.20%
そ の 他 サ ー ビ ス	145	2,384	2.23%	150	2,455	2.30%
小 計	1,985	62,851	58.91%	1,973	61,893	57.98%
地 方 公 共 団 体	6	12,379	11.60%	6	13,963	13.08%
個 人	7,008	31,458	29.48%	6,622	30,875	28.92%
合 計	8,999	106,689	100.00%	8,601	106,732	100.00%

注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
一般貸倒引当金	48	50
個別貸倒引当金	566	390
合 計	615	440
期 中 増 減 額	6	△ 175

●貸出金償却額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	20	57

■有価証券等の運用

●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
国 債	3,975	5,185
地 方 債	16,288	14,721
社 債	3,284	4,795
株 式	75	77
外 国 証 券	5,951	5,663
その他の証券	3,058	3,044
合 計	32,634	33,488

●預証率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
期末預証率	13.43	13.69
期中預証率	14.13	14.44

(注) 預証率＝有価証券／預金積金×100

●有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,279	1,183	△96	2,280	2,043	△ 237
	地方債	5,360	5,010	△349	7,208	6,636	△ 571
	社債	2,500	2,409	△90	4,300	4,093	△ 206
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	9,139	8,603	△536	13,788	12,773	△ 1,014
合 計		9,139	8,603	△536	13,788	12,773	△ 1,014

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び出資金は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位:百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	21	17	3	60	50	9
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,994	1,792	201	2,763	2,382	380
	小計	2,015	1,810	205	2,823	2,433	390
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	30	33	△ 2	—	—	—
	債券	12,598	14,326	△ 1,728	8,705	10,943	△ 2,238
	国債	2,672	3,284	△ 612	2,412	3,285	△ 872
	地方債	8,767	9,818	△ 1,051	5,157	6,441	△ 1,284
	社債	1,158	1,223	△ 64	1,135	1,217	△ 81
	その他	6,560	7,210	△ 650	5,752	6,302	△ 549
	小計	19,189	21,570	△ 2,380	14,457	17,246	△ 2,788
合 計	21,205	23,380	△ 2,175	17,281	19,679	△ 2,398	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び出資金は本表には含めておりません。

3. 「売買目的有価証券」及び「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は保有しておりません。

4. 市場価格のない株式等及び出資金

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	26	26
その他の証券	—	—
出資金	931	931
合 計	957	957

●有価証券の残存期間別残高

令和6年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合 計
国債	—	—	99	197	593	3,060	—	3,951
地方債	598	—	4,364	2,154	2,353	4,657	—	14,128
社債	105	258	1,242	494	1,094	463	—	3,658
株式	—	—	—	—	—	—	78	78
外国証券	300	—	94	281	—	4,980	—	5,656
その他の証券	149	396	265	480	—	199	1,406	2,898
合 計	1,154	654	6,067	3,608	4,041	8,380	6,465	30,371

令和7年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合 計
国債	—	100	99	198	1,493	2,801	—	4,692
地方債	—	1,396	4,221	1,200	1,952	3,594	—	12,365
社債	15	886	2,687	290	1,100	453	—	5,435
株式	—	—	—	—	—	—	87	87
外国証券	—	—	190	179	—	—	5,131	5,500
その他の証券	73	335	620	146	149	215	1,474	3,014
合 計	89	2,718	7,820	2,014	4,695	7,064	6,693	31,096

不良債権の状況

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,395	1,838
危険債権	1,085	967
要管理債権	28	27
三月以上延滞債権	9	8
貸出条件緩和債権	19	19
小計(A)	2,509	2,833
保全額(B)	2,392	2,702
個別貸倒引当金(C)	566	390
一般貸倒引当金(D)	3	2
担保・保証等(E)	1,823	2,309
保全率(B)÷(A)(%)	95.35%	95.37%
引当率((C)+(D))÷((A)-(E)) (%)	83.00%	75.02%
正常債権(F)	104,518	104,209
総与信残高(A)+(F)	107,027	107,042
不良債権比率(A)÷((A)+(F)) (%)	2.34%	2.64%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）です。

その他の指標

■会員・出資金

(単位：千円、口数)

区 分	令和6年度	令和7年度
個 人	982,513	970,024
法 人	457,158	463,917
合 計	1,439,671	1,433,941
総 口 数	2,879,343	2,867,883
配 当 率	2%	2%
出資に対する配当金	28,678	28,657

自己資本の充実の状況(定性的な開示事項)

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	資本調達手段	コア資本に係る 基礎項目の額に 算入された額	償還期限	配当率
鹿沼相互信用金庫	普通出資	1,433百万円	なし	年2.0%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャー（貸出金、有価証券などの資産等）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画及び年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫ではこの信用リスクの管理が最重要であるとの認識のうえ、与信業務に係る信用リスクを適正に把握し適切なリスク管理を行うために「信用リスク管理方針・管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価・分析については、当金庫では、厳正な自己査定と信用格付制度を実施するとともに、信用リスク計量化および貸出資産のポートフォリオ分析等により貸出資産の信用リスクを把握・管理し、貸出資産の健全化に努めております。さらに、与信集中によるリスク抑制のため大口与信は審査会の審議によるなど管理強化に努めております。

個別案件の審査・与信管理については、融資審査部門と業務推進部門を分離し、厳正な審査体制をとっております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にあるいは必要に応じリスク管理統括部及びALM役員会または常勤役員会に付議・報告し、また、経営に重大な影響を与える事案については理事会へ速やかに報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却及び引当金の計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率をもとに算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① ㈱格付投資情報センター(R & I)
- ② ㈱日本格付研究所(J C R)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様

への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金担保があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務規程」等により、適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証や住宅融資保険(住宅金融支援機構)、個人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する(一社)しんきん保証基金、㈱クレディセゾン、㈱ジェー・シー・ビー、㈱ジャックス等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接派生商品取引を行っておりませんが、投資信託の一部に派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については「資金運用規程」の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、投資に際しては「ALM役員会」等によりリスクに対する検証を行うなど適正な運用・管理を行っております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

証券化取引は、証券を購入する側の投資家と、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとしての役割に分類されます。

当金庫の証券化投資は、有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、必要に応じてALM役員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、事前にその内容の把握・分析等を行ったうえで投資し、適正な運用・管理を行っております。

(2) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① ㈱格付投資情報センター(R & I)
- ② ㈱日本格付研究所(J C R)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

7. オペレーショナル・リスクの管理

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫が管理するオペレーショナル・リスクには、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク及び風評リスクがあります。

当金庫は、オペレーショナル・リスクを適正に把握し、評価、モニタリング、そのリスクを極小化するための方策を講じております。役職員の活動及びシステム障害等による損失が、金庫経営に大きな影響を与えることを十分に認識し、オペレーショナル・リスクについて総合的な管理態勢を構築することにより、経営の健全性及び適切性の確保に努めることを基本方針としております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、オペレーショナル・リスクの管理状況につきましては、定期的にあるいは必要に応じリスク管理統括部及びALM役員会または常勤役員会に付議・報告し、また、経営に重大な影響を与える事案については理事会へ速やかに報告する態勢を整備しております。

(2) BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)及びFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第306条第1項第4号に基づき「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ございません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ございません。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況をALM役員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への運用は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、毎月開催するALM役員会において経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適切な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および金融資産・負債により生み出された金利収支が減少するリスク」をいいます。

当金庫では、預金・貸出金・有価証券をはじめとするすべての資産・負債についての金利リスクを計測・管理するとともに、 Δ EVEを四半期毎にALM役員会に報告しているほか、VaRを毎月ALM役員会に報告しています。

金利リスクの削減手法については、有価証券の売却または購入により対応する方針です。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE(注)の金利リスクに関する事項

(注) 銀行勘定の金利リスク(IRRB※)のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※ IRRB(Interest Rate Risk in the Banking Book)とは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年としています。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年としています。

③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、考慮していません。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算においては、通貨間の相関等は考慮せず、保守的に算出しています。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

当金庫ではIRRBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは、使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

変動に関する事項はございません。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

金利リスク量を計測する際に使用するレートは、TONA複利および円金利スワップを使用しています。

(3) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。

②金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR(保有期間125日、観測期間5年、信頼水準99.9%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や配当可能限度額にかかるアラームポイントなども設定しており、年1回および随時、運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。

自己資本の充実の状況(定量的な開示事項)

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,973	6,236
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,439	1,433
うち、利益剰余金の額	4,562	4,830
うち、外部流出予定額(△)	28	28
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	86	93
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	86	93
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	6,060	6,330
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	17	18
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	18
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	78	14
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	55	66
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	151	99
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	5,909	6,230
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	58,321	60,627
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,225	4,408
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	62,546	65,036
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	9.44%	9.57%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実に関する事項

(単位: 百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	58,321	2,332	60,627	2,425
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	54,458	2,178	56,434	2,257
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	70	2	86	3
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,449	337	9,192	367
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権を含む)	2,872	114	3,541	141
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—
中堅中小企業向け及び個人向け	19,185	767	17,285	691
トランザクター向け	219	8	208	8
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
不動産関連向け	15,864	634	17,648	705
自己居住用不動産等向け	6,038	241	5,993	239
賃貸用不動産向け	5,595	223	5,696	227
事業用不動産関連向け	4,231	169	5,959	238
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	500	20	626	25
三月以上延滞等	—	—	—	—
延滞等向け	1,295	51	1,400	56
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	97	3	95	3
取立未済手形	6	0	6	0
信用保証協会等による保証付	714	28	895	35
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	79	3	114	4
上記以外	5,323	212	5,541	221
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,441	57	1,392	55
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	577	23	805	32
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	3,304	132	3,343	133
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,863	154	4,192	167
ルック・スルー方式	3,863	154	4,192	167
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然制方式(250%)	—	—	—	—
蓋然制方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,225	169	4,408	176
BI	2,817	—	2,939	—
BIC	338	—	352	—
ハ、単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	62,546	2,501	65,036	2,601

- (注) 1. 所要自己資本の額はリスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品の与信総金額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1.」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

●地域別・業種別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		延滞エクスポージャー	
	地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内			234,727	236,311	108,683	108,492	23,366	24,732	-	-	1,601	1,612
国外			900	800	200	400	700	400	-	-	-	-
地域別合計			235,628	237,111	108,883	108,892	24,066	25,132	-	-	1,601	1,612
製造業			13,993	13,508	13,693	13,208	300	300	-	-	194	265
農業、林業			714	730	714	730	-	-	-	-	3	3
漁業			6	8	6	8	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業			1,031	1,073	1,031	1,073	-	-	-	-	-	-
建設業			10,202	9,863	10,202	9,863	-	-	-	-	324	307
電気・ガス・熱供給・水道業			2,533	3,197	333	297	2,200	2,900	-	-	-	-
情報通信業			512	480	289	257	200	200	-	-	-	-
運輸業、郵便業			2,023	2,271	1,672	1,920	300	300	-	-	26	19
卸売業、小売業			9,603	9,496	9,603	9,496	-	-	-	-	364	438
金融業、保険業			44,323	47,810	1,233	1,420	900	1,900	-	-	-	-
不動産業			17,123	16,662	16,853	16,394	-	-	-	-	103	94
物品賃貸業			133	15	32	14	100	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業			907	905	906	904	-	-	-	-	-	-
宿泊業			1,190	1,130	1,190	1,130	-	-	-	-	60	58
飲食業			1,480	1,519	1,480	1,519	-	-	-	-	50	49
生活関連サービス業、娯楽業			1,690	1,615	1,690	1,615	-	-	-	-	151	147
教育、学習支援業			336	367	336	367	-	-	-	-	-	-
医療、福祉			3,774	3,786	3,774	3,786	-	-	-	-	153	31
その他のサービス			2,832	2,864	2,832	2,864	-	-	-	-	1	1
国・地方公共団体等			78,029	76,909	12,391	13,980	20,066	19,532	-	-	-	-
個人			28,614	28,040	28,614	28,040	-	-	-	-	166	192
その他			14,571	14,854	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計			235,628	237,111	108,883	108,892	24,066	25,132	-	-	1,601	1,612

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には、現金、買入金銭債権、固定資産、繰延税金資産等や投資信託、ETF（株価指数連動型上場投資信託）及びコミットメントの想定元本額が含まれております。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●残存期間別

(単位：百万円)

期間区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合 計
エクスポージャー区分									
貸出金	令和6年度	23,065	19,472	15,958	11,538	11,134	20,018	5,500	106,689
	令和7年度	22,283	20,789	16,507	11,531	10,440	19,842	5,336	106,732
債 券	令和6年度	1,004	258	5,801	3,127	4,041	8,180	—	22,414
	令和7年度	15	2,383	7,199	1,868	4,546	6,849	—	22,862

(注) 貸出金のエクスポージャーについては、貸出金残高にて表示しております。債券のエクスポージャーについては、貸借対照表計上額にて表示しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

種類	期別	令和6年度					令和7年度				
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金		55	48	0	55	48	48	50	48	0	50
個別貸倒引当金		553	566	4	549	566	566	390	206	360	390
合 計		608	615	4	604	615	615	440	255	360	440

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分		期別	個別貸倒引当金							貸出金償却		
			令和6年度				令和7年度					
			期首残高	期中の増減額		期末残高	期首残高	期中の増減額		期末残高	令和6年度	令和7年度
				増加	減少			増加	減少			
製造業		10	0	－	14	14	1	－	16	3	11	
農・林業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
漁業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
鉱業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
建設業		8	－	2	8	8	20	－	28	2	31	
電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
情報通信業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
運輸業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
卸売業、小売業		304	6	－	319	319	－	193	125	3	5	
金融・保険業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
不動産業		3	－	1	3	3	0	－	3	0	0	
物品賃貸業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
宿泊業		－	－	－	－	－	－	－	－	4	1	
飲食業		4	－	1	8	8	－	0	7	－	－	
生活関連サービス、娯楽業		71	－	2	67	67	－	0	67	3	4	
教育、学習支援業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
医療、福祉		144	－	8	141	141	－	3	137	1	1	
その他のサービス業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国・地方公共団体等		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
個 人		5	－	3	3	3	0	－	3	0	0	
合 計		553	7	19	566	566	22	198	390	19	57	

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※単位未満は切り捨て

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)		
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目		オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額
	令和6年度					令和7年度						
現金	2,185	—	2,185	—	—	0%	2,046	—	2,046	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	46,219	—	46,219	—	—	0%	45,439	—	45,439	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	27,589	—	27,589	—	—	0%	28,225	—	28,225	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	147	—	147	—	—	0%	147	—	147	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	875	—	875	—	70	8%	1,034	—	1,034	—	86	8%
地方三公社向け	780	—	780	—	—	0%	—	—	—	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	41,932	—	41,932	—	8,449	20%	45,601	—	45,601	—	9,192	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	5,128	1,041	4,756	168	2,872	58%	6,240	1,036	5,842	155	3,541	59%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	31,515	17,651	29,993	1,914	19,185	60%	28,725	17,567	27,096	1,883	17,285	60%
トランザクター向け	—	13,992	—	1,399	219	16%	—	13,658	—	1,365	208	15%
不動産関連向け	33,424	—	33,265	—	15,864	48%	35,354	—	35,130	—	17,648	50%
自己居住用不動産等向け	20,075	—	20,052	—	6,038	30%	20,292	—	20,271	—	5,993	30%
賃貸用不動産向け	8,927	—	8,891	—	5,595	63%	8,978	—	8,927	—	5,696	64%
事業用不動産関連向け	4,420	—	4,321	—	4,231	98%	6,083	—	5,932	—	5,959	100%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	500	—	500	—	500	100%	501	—	501	—	626	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,520	108	1,520	10	1,295	85%	1,642	154	1,639	15	1,400	85%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	224	—	224	—	97	43%	225	—	225	—	95	42%
取立未済手形	30	—	30	—	6	20%	30	—	30	—	6	20%
信用保証協会等による保証付	23,446	—	23,446	—	714	3%	22,704	—	22,704	—	895	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	79	—	79	—	79	100%	88	—	88	—	114	130%
合　　計					49,131						50,888	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	2,185	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	46,219	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	27,589	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	147	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	875	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	780	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	41,298	—	633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	1,603	—	—	—	—	—	—	—	—	1,504	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,399	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,399	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	982	665	2,951	—	518	—	1,477	—	2,020	1,685	—	1,970	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	982	665	2,143	—	—	—	1,477	—	—	1,685	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	807	—	518	—	—	—	2,020	—	—	1,970	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	919	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	16,301	7,144	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	92,296	8,167	—	44,695	665	3,585	—	518	—	1,477	—	3,419	4,109	—	1,970	—

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,185
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46,219
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,589
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	147
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	875
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	780
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,932
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	85	—	—	1,730	—	—	—	—	—	—	—	—	4,924
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	18,314	—	10,723	—	—	1,470	—	—	—	—	—	—	—	—	31,907
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,399
不動産関連向け	14,120	2,238	—	—	548	—	—	1,343	2,741	—	—	—	—	—	—	33,265
自己居住用不動産等向け	13,089	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,052
賃貸用不動産向け	—	2,230	—	—	—	—	—	1,343	—	—	—	—	—	—	—	8,891
事業用不動産関連向け	1,030	—	—	—	548	—	—	—	2,741	—	—	—	—	—	—	4,321
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	750	—	—	—	750
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	142	—	—	—	—	469	—	—	—	1,530
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	224	—	—	—	—	—	—	—	—	224
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,446
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	197	—	—	197
合 計	14,120	20,553	—	10,809	548	—	3,568	1,343	2,741	—	—	1,219	197	—	—	216,008

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和7年度																
現金	2,046	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	45,439	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	28,225	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	147	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,034	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	44,877	—	723	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	2,006	—	—	—	—	—	—	—	—	1,679	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,365	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,365	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	254	—	13,125	184	1,471	—	386	—	343	—	2,471	5,103	—	1,489	0	—
自己居住用不動産等向け	—	254	—	13,125	184	677	—	—	—	343	—	—	5,103	—	—	0	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	793	—	386	—	—	—	2,471	—	—	1,489	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	938	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	13,751	8,953	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	89,462	10,389	—	60,039	184	2,194	—	386	—	343	—	3,836	7,721	—	1,489	0	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
	令和7年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,046	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45,439	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,225	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	147	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,034	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45,601	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	—	—	—	2,242	—	—	—	—	—	—	—	—	5,927	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	18,849	—	8,575	—	—	258	—	—	—	—	—	—	—	—	29,049	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,365	
不動産関連向け	1,787	2,183	—	—	641	—	—	1,603	3,973	—	—	111	—	—	—	35,130	
自己居住用不動産等向け	581	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,271	
賃貸用不動産向け	—	2,183	—	—	—	—	—	1,603	—	—	—	—	—	—	—	8,927	
事業用不動産関連向け	1,205	—	—	—	641	—	—	—	3,973	—	—	111	—	—	—	5,932	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501	—	—	—	501	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	107	—	—	—	—	609	—	—	—	1,655	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	225	—	—	—	—	—	—	—	—	225	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,704	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	88	—	—	88	
合 計	1,787	21,033	—	8,575	641	—	2,834	1,603	3,973	—	—	1,222	88	—	—	217,809	

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト の区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	149,959	—	—	149,928
2. 40%～70%	23,708	14,063	10.000	25,097
3. 75%	20,898	3,644	14.099	20,553
4. 80%	—	—	—	—
5. 85%	11,387	211	40.446	10,809
6. 90%～100%	4,407	849	10.000	4,116
7. 105%～130%	4,192	—	—	4,085
8. 150%	1,216	33	10.000	1,219
9. 250%	197	—	—	197
10. 400%	—	—	—	—
11. 1250%	—	—	—	—
12. その他	—	—	—	—
合 計	215,968	18,801	11.137	216,008

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト の区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	162,703	—	—	162,658
2. 40%～70%	13,815	13,775	10.000	15,178
3. 75%	21,482	3,894	13.252	21,033
4. 80%	—	—	—	—
5. 85%	9,166	178	39.042	8,575
6. 90%～100%	3,801	876	10.002	3,476
7. 105%～130%	5,722	—	—	5,577
8. 150%	1,228	32	10.000	1,222
9. 250%	88	—	—	88
10. 400%	—	—	—	—
11. 1250%	—	—	—	—
12. その他	—	—	—	—
合 計	218,008	18,757	10.952	217,809

(注) 1. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(7) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,651	2,701	50,134	49,755	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	51	51	60	60
非上場株式等	958	958	958	958
合 計	1,010	1,010	1,019	1,019

(注) 非上場株式等には、信金中央金庫の出資金等が含まれます。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	0	—
売 却 損	0	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における株式等損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	0	9

(注) 外国証券の評価損益については、計上していません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当ありません。

(2) 投資家の場合

該当ありません。

6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,253	12,235
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

7. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,882	2,021	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	362	367
3	スティープ化	1,506	1,747		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,882	2,021	362	367
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,230		5,909	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。